

趙良弼について(一)

山本 光朗

はじめに

「元寇」の第一回目文永の役に至る過程で、モンゴル帝国・元は日本に数度使者を派遣したが、その最後の使者となった趙良弼の事蹟については、管見の限りでは思った程には明らかにされていない。趙良弼の出身は、もと金朝の支配民族であった女真族で、曾祖父の頃、金の河北占領と共に河北西路の贊皇県に移住したと見られるが、良弼が幼少の頃、金は新興のモンゴル帝国に河北を蹂躪され父兄等は戦死し、やがて金はモンゴルに滅ぼされることになる。こうした言わば女真民族の歴史を背負った趙良弼が、モンゴル諸族・ウイグル人・契丹族・漢人・高麗人をその中に包摂したモンゴル帝国・元朝政権内にあって如何に生き、やがて元朝の名臣の一人として蘇天爵撰『元朝名臣事略』に伝記を採録される迄になったかを跡づけることは、当時の東アジアの情勢を理解する上で一定の意義を持つものと思われる。小稿はこうした観点から趙良弼の事蹟を扱うものであるが、小稿が扱う範囲は、趙良弼が出身したその先祖の事蹟から始まって、良弼がクビライに仕えることになる時期迄である。この時期を押さえておかなければ、後年の趙良弼の言動・思想が理解されないと考える故である。

一

趙良弼の生年は、蘇天爵撰『元朝名臣事略』(小稿では姚景安点校・中華書局版(一九九六年))を使用する)卷一三・樞密趙文正公条に拠れば至元二二(一二八五)年に七二歳で卒しているので¹⁾、金の宣宗の貞祐二(一二二四)年となるが、『元史』卷一五九・趙良弼伝に拠れば至元二三(一二八六)年に七〇歳で卒しているので²⁾、その生年は金宣宗の興定元(一二二七)年となる。また王惲『秋澗先生大全文集』卷一九「同簽趙公挽辭」の題序には、「至元二十三年、南して京洛に遊び、卒す(至元二十三年、南遊京洛、卒)」と記されているので、少なくとも没年は『元史』趙良弼伝等の年次が妥当と見られる。

趙良弼の生まれた金宣宗の治世期は金朝にとって多難な時期で、貞祐二(一二二四)年五月に宣宗はモンゴルの攻撃に曝された中都大興府(燕京)から南京汴京に遷都し、翌三年五月には中都がモンゴル軍に陥され、三上次男氏に拠れば同年七月に、河北百万の女真軍戸、乃ち猛安謀克の家属を河南に遷移させざるを得なくなった時期である³⁾。こうした女真族の王朝金にとって多難な時期に趙良弼は生まれたのである。

小稿ではまず趙良弼の家系について判明するところを順次明らかにしてゆくが、それは何よりも趙良弼本人が、若年から後に元朝に仕えた以後も自己の出自に強く拘りを持ち続けたからである。『元朝名臣事略』樞密趙文正公条所収「牧庵姚公廟碑」を見ると、

義宗(金の哀宗)、帰徳に播れ、上党公の部将、防城提控の崔立、守相を殺し降り、而して自ら王たり。猶お城門に讖し妄りに出入する者は殺さしめ、積骸狼藉す。公(＝趙良弼)、母婦人に侍し、その家牒及び(父)

忠憫以上の世々遺せし絵を懐き、曰く、是にあらざればもつて吾が生族を知るなし、と。儀形を彷彿し、薪丐の人に難り竊かに出で、將に趙に帰らんとす。(義宗播婦德、上党公部將防城提控崔立、殺守相降、而自王。猶譏城門妄出入者殺、積骸狼藉。公侍母婦人、懷其家牒及び忠憫以上世遺絵、曰、非是無以知吾生族。彷彿儀形、雜薪丐人竊出、將帰趙。)

という記述があるが、これは、金の最末期の天興二(一二三三)年正月に、天子哀宗が最早居ない汴京で金將の崔立が叛乱を起こし、守相の完顔奴甲らを殺してモンゴルの將スブタイ(碎不脩)に降った時の記事で、当時混乱と飢餓の汴京城内に居た一七歳前後の趙良弼が、母を助け家のある趙(趙州贊皇県)に帰る際、家牒と父忠憫以上の遺絵の携行を忘れなかったことを記している。文中の「是にあらざればもつて吾が生族を知るなし」という言葉に、趙良弼が自己の出自を強く意識していた事が窺える。

また『元史』卷一五九・趙良弼伝には、

良弼奏すらく、臣が父兄四人は金に死事せり。乞うらくは翰林の臣に命じてその碑に文せしめられんことを。臣、絶域に死すと雖も憾なし、と。帝、その請に従う。(良弼奏、臣父兄四人、死事于金。乞命翰林臣文其碑。臣雖死絶域、雖無憾矣。帝從其請。)

という記事があるが、これは、至元七(一二七〇)年一二月頃、既に五四歳前後になっていた趙良弼が、秘書監を授けられ国信使として日本に奉使する際に、モンゴル戦で戦死した自己の父兄四人のため翰林学士に碑文を作らせるよう、他ならぬモンゴル大ハーンたる世祖に請い許された次第を記したものである。『新元史』卷一五八・

趙良弼伝は、右の記述を補足する左のような記事を載せている。

帝曰く、人臣は各々その主の為にす。苟も仕うるところに忠なれば、前朝に在りと雖も朕も亦これを嘉す。況や賢子ありて朕が為に万里の外に使用するにおいておや。学士の王盤に命じて趙氏家廟碑を撰せしむ。(帝曰、人臣各為其主。苟忠於所仕、雖在前朝、朕亦嘉之。況有賢子為朕使万里之外乎。命学士王盤撰趙氏家廟碑。)

これに拠れば、世祖は人主として趙良弼の言に理解を示し、金以来の儒士で著名な翰林学士王盤に「趙氏家廟碑」を撰せしめたのである。この事は比較的良好によく知られていた事らしく、元中期の姚燧『牧庵集』卷二二・「金故招勇大將軍行都統万戸事榮公神道碑」では、この史実を引用し「則ち異代の臣の能く仕うるところに忠なる者は、挙げて宜しく誄を得くべし」と述べている(4)。

このように、趙良弼は恐らく終生自己の出自、現に仕えているモンゴルの故に亡国となった金朝に父兄が殉じた女真人であることを強く意識していた人物と見られるが、こうした点が良弼のこの時代に対処する仕方如何に反映したかは極めて興味深い点である。以下では、こうした点も念頭に置きつつ具体的に趙良弼の出自を見て行く。

一一

趙良弼の出自については、『元朝名臣事略』枢密趙文正公条所引「牧庵姚公撰廟碑」の左の記事が、簡潔すぎ

る感があるが比較的纏まっている。

公は女直の人なり。遼の章帝宗真の諱を避け真を易え直と為す。部族の朮要甲をもって姓とし、金の祖を佐け遼・宋を平ぐるの功あり。世々千夫に長にして、真定賛皇に成す。（公女直人。避遼章帝宗真諱、易真為直。以部族朮要甲姓、佐金祖平遼・宋功、世長千夫、成真定賛皇。）

一部読みにくい個所があるが、右の記述は趙良弼の祖先・家系のことを述べており、女直（女真）族中の朮要甲部族（或いは朮要甲氏族）に属したこと、そして金初に祖先が遼・宋戦で功を挙げたことによつて「世々千夫に長にして、真定賛皇に成」したこと等が記されている。

ところで趙良弼と略々同時代の人、魏初の『青崖集』卷三・「趙公泉記」の末尾にはこれと若干異なつた記述がなされている。

公、諱は良弼、字は輔之。本、卹品の人にして、賛皇に家すること四世なり。（公諱良弼、字輔之。本卹品人、家賛皇者四世。）

右の記述で「賛皇に家すること四世なり」とあることからすると、趙良弼の一族が真定賛皇に成したのは、良弼の曾祖父の時代であつたことが分かる。

また『青崖集』の記述では、趙良弼の出自について「本、卹品の人」と記し、明らかに具体的な地名を掲げている。『青崖集』が何によつてこの記述をしたかは不明であるが、ここに趙良弼の出身に関する最も具体的な記

述がなされていることはまず注意されねばならない。一方、別の史料『秋澗先生大全文集』「同簽趙公挽辭」題序を見ると、

諱は良弼、字は輔之、遼東の人なり。（諱良弼、字輔之、遼東人。）

という記述があり、趙良弼の出身地というより、より正確には良弼の先祖の出身地であるが、その地が遼東とされ先の『青崖集』の記述と若干異なっている。この点をまず以下では考えて見る。

『青崖集』に記された卹品は、後に触れる如く恤品とも記される地名であるが、この地名と遼東との関連が若干窺われる史料が『元史』卷五九・地理志二・開元路条に載せられている。

金末、その將の蒲鮮万奴、遼東に拠る。元初癸巳の歲（一二三三年）、師を出しこれを伐ち万奴を生禽す。師、開元・恤品に至り、東土悉く平らぐ。開元の名、始めてここに見ゆ。乙未の歲（一二三五年）、開元・南京二万戸府を立て、黄龍府に治す。至元四（一二六七）年、遼東路總管府に更む。二十三年、改めて開元路と為し、咸平府を領す。後、咸平を割し散府と為し、俱に遼東道宣慰司に隸せしむ。（金末、其將蒲鮮万奴、拠遼東。元初癸巳歲、出師伐之、生禽万奴。師至開元・恤品、東土悉平。開元之名、始見於此。乙未歲、立開元・南京二万戸府、治黄龍府。至元四年、更遼東路總管府。二十三年、改為開元路、領咸平府。後割咸平為散府、俱隸遼東道宣慰司。）

右の記事からだけでは直接、卹品乃ち恤品と遼東との関係は今ひとつ判然としないが、右の元代の開元路をめぐる

る問題についてはかつて箭内互・池内宏両氏の間で論争があり、そしてその後和田清氏が主として箭内氏の説に拠り、当時の開元路には広狹二義があり広義には遼河以東の殆どの地域を指し狭義には現在の開原近辺を指すと述べられた経過があるが⁶⁾、先の問題を考える際には、これら三氏のうち以下述べる箭内氏の説が参考となる。氏は、和田氏が広義の開元路と定義された地域に、中統二(一二六一)年八月から広大な同地域を管轄する宣慰司(宣撫司)が置かれ開元等路宣慰司と呼ばれたこと、同宣慰司はその後時期により名称の変更・置廃等があつて、中統二年八月には開元女直水達達等処宣撫司の名で呼ばれ、至元三年二月には東京広寧懿州開元恤品合懶婆娑等路宣慰司、そして同二三年二月には山北遼東道開元等路宣慰司の名で史料に出てくることを明らかにされた⁶⁾。また氏が引用された『元史』卷一七・世祖紀一四の至元三〇年十二月辛卯条には、

辛卯、武平路達魯花赤の塔海言えらく、女直の地今に至りても未だ定まらず。賊一人、境に入らば、百姓離散せん。臣願わくは往きてこれを安集せん、と。詔して塔海をもつて遼東道宣慰司と為さしむ。(辛卯、武平路達魯花赤塔海言、女直地至今未定。賊一人入境、百姓離散。臣願往安集之。詔以塔海為遼東道宣慰司。)

という記述があるので、それらが遼東道宣慰司(箭内氏はこれを山北遼東道宣慰司の略称とされた⁷⁾)とも簡称されたこと、そしてさらに「遼東(道)」と簡称された地域が正に女直乃ち女真族の住地と見なされていたことが分かるのである。この点を先の箭内氏の所説と参看して考えると、この遼東(道)の中の一地域が恤品(卹品)の地であつたことは明らかである。このように見てみると、先掲の『青崖集』「趙公泉記」が趙良弼を「本、卹品の人」としたのは、『秋澗先生大全文集』「同簽趙公挽辭」題序に較べてその出身に関してより正確な情報

を提供したものだと言えるのである。

ところでこの『青崖集』が記す「卹品」の地は、『金史』卷二四・地理志上で、

恤品路、節度使。遼の時、率賓府と為し刺史を置く。本、率賓の故地なり。太宗の天会二年、耶懶路都孛堇の居るところの地瘦するをもつて、遂に此に遷らしむ。海陵、万戸を例罷するをもつて、節度使を置く。因りて速頻路節度使と名づく。(恤品路、節度使。遼時、為率賓府置刺史。本率賓故地。太宗天会二年、以耶懶路都孛堇所居地瘦、遂遷于此。以海陵例罷万戸、置節度使。因名速頻路節度使。)

と記される「恤品路」に該当するが、同地の位置については、松井等・鳥山喜一両氏が恤品の古名とされる「率賓」府の所在地を綏芬河流域のニコリスク Nikolisk (清代の雙城子、現今의 Уссурийск) に比定されて以来⁸⁾、定説化していて、綏芬河流域を中心とする地域とするのが妥当である。率賓は恤賓・恤品・速頻・蘇濱などとも表記され渤海時代には既に存在していた地名であるが、同地域の沿革・重要性等については池内宏・和田清両氏の言及があり⁹⁾、また同地域には金初の天会二(一一二四)年に、耶懶路の都孛堇で金朝の始祖と同系の、完顔忠の部族或いは氏族が遷移したことが分かっている¹⁰⁾。

ところでこの完顔忠の集団が移住する以前に、この地域に言わば原住していたと見なし得る部族或いは氏族が、『金史』を一瞥するだけでも二、三認められる。まず『金史』卷八六・烏延蒲离黒伝に左のような記事がある。

烏延蒲离黒、速頻路の哲特猛安の人なり。改めて合懶路に属す。祖の思列は烏春・窩謀罕の乱を平らぐに預

かり、及び遼・宋を伐つに皆功あり。猛安を追授せられ銀青光祿大夫を贈らる。父の国也、猛安を襲す。蒲离黒、太祖に従い遼を伐ち、勇なること軍中に聞こゆ。天眷三年、猛安を襲し寧遠大將軍を授けられ、武寧軍節度使に累官し、京兆尹に遷る。(烏延蒲离黒、速頻路哲特猛安人。改属合懶路。祖思列、預平烏春・窩謀罕之乱、及伐遼・宋、皆有功。追授猛安、贈銀青光祿大夫。父国也、襲猛安。蒲离黒、従太祖伐遼、勇聞軍中。天眷三年、襲猛安、授寧遠大將軍、累官武寧軍節度使、遷京兆尹。)

この記事に拠れば、烏延蒲离黒の一族は、その住地が後に合懶路に改属させられはしたが(池内宏氏に拠れば(11)、この変更は速頻路・恤品路の西部地域にあった「徒門水以西、渾曠・星頭・僞蠡三水以北閑田」の地域を、天会九(一一三二)年に曷懶路乃ち合懶路の所管に移したことに因るものである)、もとの速頻路乃ち恤品路が原住の地で、祖の思列が烏春・窩謀罕の乱及び対遼・宋戦で功があり同路の哲特猛安を追授されたことが分かる。この記述で、対遼・宋戦の功で祖の思列が猛安(「千夫長」)を追授され、父の国也と烏延蒲离黒がそれを襲したという件は、本章の最初で見た、趙良弼の先祖が「金の祖を佐け遼・宋を平ぐる功あり。世々千夫に長にして、真定贊皇に成」したという『元朝名臣事略』所引「牧庵姚公撰廟碑」の記事とパラレルなものがある。

恤品路(速頻路)出身の人物は、その他に以下の人物を指摘できる。『金史』卷八六・烏延蒲轄奴伝には、

烏延蒲轄奴、速頻路星頭河の人なり。後、改めて曷懶路に隸す。父の忽撒渾は、天輔(一一一七)―一二二二年)初め、猛安・親管謀克を追授せらる。蒲轄奴は身長く力あり、智略多し。その父の猛安謀克を襲し、階は寧遠大將軍なり。(烏延蒲轄奴、速頻路星頭河人。後改隸曷懶路。父忽撒渾、天輔初、追授猛安・親管謀克。

蒲轄奴、身長有力、多智略。襲其父猛安謀克、階寧遠大將軍。)

とあり、もとの速頻路星頭河出身の烏延蒲轄奴は、その父忽撒渾が、恐らく金の草創期の功により追授された猛安・親管謀克を襲したことが分かる。また『金史』卷九一・温迪罕移室邁伝には、

温迪罕移室邁、速頻の屯邁欽春の人なり。上京忽論室懶に従る。兄の朮輩は、国初に功ありて、世襲謀克を授けらる。(温迪罕移室邁、速頻屯邁欽春人。従上京忽論室懶。兄朮輩、国初有功、授世襲謀克。)

とあり、速頻路屯邁欽春の出身者である温迪罕移室邁は、後に上京路の忽論室懶(この地は不明で推測の域を出ない)に従ったが、国初に兄の朮輩が功により世襲謀克を授けられている。また『金史』卷八二・烏延胡里改伝には、

烏延胡里改、曷懶路星頭水の人なり。後、愛也宿謀克を授けられ、因りてこれに家す。(烏延胡里改、曷懶路星頭水人。後授愛也宿謀克、因家焉。)

とあり、烏延胡里改の出身地、「曷懶路星頭水」のうち星頭水が、前掲した烏延蒲轄奴の出身地、速頻路星頭河と同河であり、国初(天会九年以前)には速頻路に属していたことが分かっている。この烏延胡里改はもとの速頻路乃ち恤品路の出身者と断定出来る。また同じ星頭水出身者としては曷懶敵古本なる人物がいて、『金史』卷八一・曷懶敵古本伝には、

黄櫚敵古本、世々星頭水に居る。(黄櫚敵古本、世居星頭水。)

という記述がある。やはりもとの速頻路乃ち恤品路出身者と言うべきである(12)。このように金朝初期の速頻路乃ち恤品路には、烏延・温迪罕・黄櫚等の諸氏族或いは諸部族が原住しており、これらの氏族或いは部族が恐らく集団として金の建国に参加し、その首長が一定の功を上げた結果、猛安(千夫長)等を授けられたことが分かる。最初に掲げた趙良弼の祖先に関する「金の祖を佐け遼・宋を平ぐる功あり。世々千夫に長にして」という記述は、正にこうした一連の動きの中で理解されなければならない。

『金史』卷四四・兵志には、世宗の大定二三(一一八三)年から同二四年条にかけて次のような記述がある。

上嘗て以らく、速頻・胡里改の人、驍勇にして用うべし、海陵嘗てこれを従さんと欲し而るに未だ能わず、と。二十四年、上京の率・胡刺温の地、広く腴なるをもつて、遂に刑部尚書の烏里也を遣し府庫の錢を出し、もつて行資牛畜を濟せしめ、速頻の一猛安と胡里改の二猛安二十四謀克を遷し、もつてこれを実さしむ。(上嘗以、速頻・胡里改人、驍勇可用、海陵嘗欲徙之而未能。二十四年、上京率・胡刺温之地広而腴、遂遣刑部尚書烏里也、出府庫錢、以濟行資牛畜、遷速頻一猛安・胡里改二猛安二十四謀克以實之。)

右の記述にある胡里改は、かつて松井等氏が速頻の西北方で上京会寧府の東方に位置する三姓の地域に比定された地であるが(13)、ここで注意すべきは、世宗が速頻と胡里改の出身者は驍勇であるから用うべしとし計三猛安戸を上京北部に徙したこと、さらにこうした見方が海陵王治世(一一四九―一一六一年)の頃からあったとい

うことである。速頻(恤品)路原住民の諸氏族(部族)は、胡里改のそれと共に、古くから驍勇さを謳われていた民であったことが分かる。ただこうした速頻(恤品・卹品)路出身の氏族或いは部族が、金王朝の成立に際して枢要な地位を占めたかどうかについては、烏延氏や趙良弼の朮要甲氏の場合はその名が、『金国語解』・陶宗儀『輟耕錄』卷一・金人姓氏条等に無く、松浦茂氏が検討された『金史』卷五五・百官志一に載る姓氏の中にも見当たらず(14)、さらにその住地が金の太祖阿骨打が出た上京の按出虎水(阿勒楚喀河)から東方に遠く隔たっていること等を考慮すると、むしろそうではない可能性の方が高いように思われる。

三

前章で引用した『元朝名臣事略』所引「牧庵姚公撰廟碑」の後半には、趙良弼の祖先が対遼・宋戦の功で「世々千夫に長」となり「真定贊皇に成」したことが記されていたが、この記述は、良弼の祖先が金の軍事・行政組織の根幹である猛安に任じられその地位が世襲されたこと、及び金が河北を制圧し猛安謀克戸を移住させた際に、良弼の祖先の一族も、卹品(速品)路から真定府贊皇県に移住させられたことを示すものである。三上次男氏は猛安謀克の河北移住について「これ等の人々は、決して個人的に移住したのではなく、郷党の人々と共に一団をなして移住したことはほぼ疑ひない」と述べ(15)、猛安謀克戸の河北への大移動の時期を太宗の天会九(一一三一年)年から熙宗の天眷末年か、皇統(一一四一―一一四九年)初年にかけての時期と推定されたが(16)、右の趙良弼一族の移住の時期を考える上で、氏の考え方は参考にすべきである。趙良弼の生年を第一章で見た如く、『元史』趙良弼伝に拠り金宣宗の興定元(一二二七)年とし、趙良弼一族の各世代の生年を、各世代の年齢差を仮に

二〇年として算定すると、三上氏が右で指摘された時期は大凡曾祖父の少年期で、高祖父が主として活動した時代に相当する(17)。一方、第二章の最初で見た『青崖集』の「贊皇に家すること四世なり」という記述は、良弼の曾祖父、乃ち後に述べる鎮国大將軍祚の時に朮要甲氏が眞定贊皇に家したことを示しているの、彼等が河北へ移動した後、贊皇に定住する迄に或いは更に一世代の期間を要したのかも知れない。

『元朝名臣事略』所引「牧庵姚公撰廟碑」は、先掲の記事の後に、趙良弼の曾祖父の時期に行われた改姓の次第を記している。

人の金の言を能くせざる者、譌りて趙家と為す。その曾大父の鎮国上將軍、諱は祚なる者、喜びて曰く、天將に我が家に華姓せしめんとするや、と。因りて趙姓たり。(人不能金言者、譌為趙家。其曾大父鎮国上將軍諱祚者、喜曰、天將華姓我家耶。因趙姓。)

この記事により、良弼の曾大父(曾祖父)が金の鎮国上將軍で諱が祚なる人物であつたこと、この曾祖父の時代にその一族が「朮要甲」から中国風の趙の姓に改めたことが等分かる。右の記述に拠れば、改姓の次第は、朮要甲 chu yao chia の音を移住先の漢人が趙家 chao chia と譌つたことが契機となつたものである。『元史』趙良弼伝はこの改姓の次第について、

趙良弼、字は輔之、女直の人なり。本の姓は朮要甲、音訛して趙家となる。因りて趙をもつて氏と為す。(趙良弼、字輔之、女直人也。本姓朮要甲、音訛為趙家。因以趙為氏。)

と簡単に記す。

ところで、『元史』の卷一八〇・趙世延伝を見ると、

趙世延、字は子敬。その先は雍古族の人にして雲中の北辺に居り。曾祖の黜公、金の群牧使たり。太祖、その牧するところの馬を得、黜公これに死す。祖の按竺遷は幼くして孤にして、外大父の朮要甲に鞠せらる。譌りて趙家となり、因りて氏、趙と為す。(趙世延、字子敬。其先雍古族人、居雲中北辺。曾祖黜公、為金群牧使。太祖得其所牧馬、黜公死之。祖按竺遷、幼孤鞠於外大父朮要甲。譌為趙家。因氏為趙。)

という記述があり、『新元史』卷一四九・按竺遷伝は同じ事を、

按竺遷、雍古氏なり。幼くして外祖の達工の家に鞠せらる。達工は朮要甲氏なり。譌りて趙家となる。故に按竺遷もまた趙氏を姓とす。達工、金群牧使たり。太祖その牧馬を獲、達工これに死す。(按竺遷、雍古氏。幼鞠於外祖達工家。達工、朮要甲氏。譌為趙家。故按竺遷亦姓趙氏。達工、金群牧使。太祖獲其牧馬、達工死之。)

と記し両史料の記述・典拠に相異が認められるが、いずれにしてもこれらの記事は、雍古族(雍古氏)の按竺遷が、趙良弼の家系朮要甲氏との関わりから趙姓に改姓したことを示している。按竺遷は元朝の功臣趙世延の祖父に当たり、雍古(汪古)乃ちオングト Ongut 族の一支族の出身者であつたが、その外祖父の、『元史』趙世延伝に拠れば朮要甲に、『新元史』按竺遷伝に拠れば朮要甲氏達工に、鞠せられたことから朮要甲氏が趙姓に改姓し

た際に、自らも趙姓に改姓したと言うのである。オングト Oᡵᡤᡳᡳ 族はトルコ系・モンゴル系・羌族系等々と言われ、またネストリウス派キリスト教との関連も指摘される民族であるが(18)、桜井益雄氏に拠れば、オングト族には陰山山脈付近から雲中付近にかけて三つの系統が存在したようで、氏が「趙氏汪古」と名付けられた支族が、按竺遷らの雍古氏に該当する(19)。こうした部族が、女真人趙良弼の出身した朮要甲氏と嘗て姻戚関係を結んでいて、その結果オングト系趙氏の姓が出現したという点には極めて興味深いものがある。

按竺遷は、『新元史』同伝に拠ると中統四(一二六三)年に六九歳で卒して、その生年が一一九五年と算定されるので、第四章で述べる趙良弼の兄である嵩汝招討使の趙良貴と同世代と見られ(20)、この按竺遷の外祖父と言え大凡趙良弼の祖父の世代に該当することになる。ただ何故かこの良弼の祖父については諸史料に記述を見出せず名前すら不明であり、この人物と按竺遷の外祖父、乃ち『元史』趙世延伝の朮要甲、『新元史』按竺遷伝では朮要甲氏達工なる人物とが同一人であったかどうかについては今は姑く措く。

こうして趙良弼の曾祖父祚の時代に朮要甲氏は趙氏に改姓した訳であるが、既に引用した『元朝名臣事略』所引「牧庵姚公撰廟碑」に、良弼の曾祖父祚がこれを喜んだと記している点は注目されねばならない。周知の如く征服王朝たる金にとつて、猛安謀克戸が河北へ移住した後の最も深刻な問題は、女真族の漢文化への傾斜と彼等の貧窮化であった。このうち女真族の漢文化への傾斜の代表例である漢姓への改姓については、既に古く銭大昕『廿二史考異』卷八四が、世宗の大定一三(一一七三)年に女直(真)人が氏族名を漢字に訳すことの禁令が出たにも拘わらず、一八年後の章宗の明昌二年にも同様の制が出されていることから、当時の女真族のこうした傾向の止め難さを指摘しているが(21)、三上次男氏に拠れば、その後章宗の泰和七(一二〇七)年にも同様の漢姓への改姓と漢人の衣装を真似ることに對する禁令が出されている(22)。ただこうした禁令でも厳密に言えば、女

真の氏族名の漢訳を禁じるものと漢姓への改姓を禁じるものとに分けることが出来、そのうち前者がより多く、後者は泰和七年九月壬寅の左の禁令のみである。

(泰和七年九月)壬寅、勅して女真人は改めて漢姓と爲し、及び南人の装束を学うことを得ざらしむ。(泰和七年九月)壬寅、勅女真人不得改爲漢姓、及学南人装束。)

施国祁『金史詳考』卷一〇は、この点を厳密に区別し趙良弼の家系の改姓例は単に訳語を用いたのではなく、自ら改称した場合でありとりわけ禁ぜられるべき事であったとしている(23)。こうした点を考慮すると、趙良弼の曾祖父の鎮国上將軍祚が趙姓に改姓した時期は一二世紀の最後の四半世紀頃ではなかったか見られるが、曾祖父祚そのことを喜んだという件は右の禁令といかにも齟齬するものがあり、女真族の漢姓への改姓、ひいては漢文化への傾斜がいかに時代の趨勢であったことを如実に示すものである。趙良弼が後にこうした家系に生まれ、金朝滅亡後の混乱の中でも漢文化の素養を身に付け、言わば士大夫としてやがてモンゴル政権に参画して行くことになった素地は、この辺にあったものと見られる。

趙良弼の曾祖父祚に関する事跡と改姓の次第等については以上であるが、ただ良弼の祖父については、先に指摘したように何故か諸史料に記述を見出せず名前すら不明である。

趙良弼の父、兄弟及び一族については、諸史料から以下のような点が判明する。
まず『元朝名臣事略』所引「牧庵姚公撰廟碑」には、

その父の元帥右都監、節に死す。諡は忠愍なり。公、官公（官を襲し⁽²⁴⁾）職を奉ず。（其父、元帥右都監、節死。諡忠愍。公官公（襲官）奉職。）

と簡単に記述があるのみであるが、『元史』趙良弼伝ではやや詳しく、

父の愍は金の威勝軍節度使にして、諡は忠愍なり。愍の長子の良貴は嵩汝招討使なり。良貴の子の謙は許州兵官なり。愍の従子の良材は太原を守り、俱に事に死す。（父愍、金威勝軍節度使、諡忠愍。愍長子良貴、嵩汝招討使。良貴子謙、許州兵官。愍従子良材、守太原、俱死事。）

と記している。また同じ個所を『新元史』趙良弼伝では、

父の愍は金の威勝軍節度使・兼義沃州管内觀察使・右監軍・行元帥府事なり。大兵と高邑に戦い、禽せられ、屈せずして死す。子の良貴は嵩汝招討使なり。良貴の子の謙は許州兵官なり。愍の従子の良材は太原を守り、皆もつて戦い敗れ死す。良弼は愍の次子なり。（父愍、金威勝軍節度使・兼義沃州管内觀察使・右監軍・行元帥府事。与大兵戦於高邑、被禽、不屈死。子良貴、嵩汝招討使。良貴子謙、許州兵官。愍従子良材、守太原、

皆以戦敗死。良弼、愍次子。）

と記し、典拠は不明ながらより詳細な記述を含む。これらの記事により、趙良弼の父が趙愍で、愍の長子すなわち良弼の兄が良貴で、良貴の子が謙、そして愍の従子すなわち良弼の従兄弟が良材で、一族のうちこれだけの者全てが、金末期のモンゴル軍との戦いで戦死したことが分かる。

趙良弼の父愍については、諡が忠愍或いは忠愍で、『元朝名臣事略』に拠れば金の元帥右都監、『元史』趙良弼伝に拠れば金の威勝軍節度使、『新元史』趙良弼伝に拠れば金の威勝軍節度使・兼義沃州管内觀察使・右監軍・行元帥府事であったことが分かる。これらの官名の中、元帥右都監は『金史』卷五五・百官志一に拠れば従三品で、また右監軍・行元帥府事のうち右監軍は正三品で、これらについてはここでは特に問題とはしないが、検討を要するのは、威勝軍節度使と義沃州管内觀察使のことである。前者の威勝軍節度使に多少とも関連のある記事は、『金史』卷二六・地理志下・河東南路・沁州条の、

沁州、中。錦山郡。宋の威勝軍、天会六年升りて州となる。元光二年升りて節鎮となり、軍は義勝と曰う。
（沁州、中。錦山郡。宋威勝軍、天会六年升為州。元光二年升為節鎮、軍曰義勝。）

という記事であるが、ただこの記述から判明するのは、趙愍が活動した金朝後期に、趙氏の居住地である真定贊皇とは太行山脈を挟んで逆に位置した沁州の地に、威勝軍節度使は存在せず義勝軍節度使が置かれていた筈だということのみである⁽²⁵⁾。

ところで『金史』卷五七・百官志三・諸節鎮条には、

節度使、一員、從三品。諸の軍・防・刺を鎮撫することを掌る。本鎮兵馬の事を總判し、本州の管内觀察使の事を兼ね。その觀察使の掌るところは、並びに府尹に同じ。軍州の事を兼ねるは管内觀察使なり。(節度使、一員、從三品。掌鎮撫諸軍防刺。總判本鎮兵馬之事、兼本州管内觀察使事。其觀察使所掌、並同府尹。兼軍州事、管内觀察使。)

という記事があり、当時、節度使がその所在の州の管内觀察使を兼ねたことが分かるが、『金史詳考』卷四は、『金史』卷九四・夾谷清臣伝の記事、乃ち清臣が承安五(一二〇〇)年に横海軍節度使・兼滄州管内觀察使に降格されたという記事がこの種の例の初見と指摘している。こうした例はその他に、張行信が宣宗の貞祐三(一二一五)年二月に安武軍節度使で冀州管内觀察使を兼ね、興定二(一二一八)年二月に彰化軍節度使で涇州管内觀察使を兼ねた例があり、この場合も節度使の名称と所在の州の管内觀察使名が一致している(26)。このように金末或いは金後期の節度使が所在の州の管内觀察使を兼ねることになっていたとすれば、趙良弼の父愨の「威勝軍節度使・兼義沃州管内觀察使」の場合も、威勝軍節度使は先の沁州ではなく、「(義)沃州」「(義)字」の解釈については今は姑く措く(27)に置かれたと考える他はない。『金史』卷二五・地理志中・河北西路の沃州条を見ると、

沃州、上、刺史。宋の徽宗のとき、升りて慶源府趙郡・慶源軍と為り、平棘に治す。天会七年、改めて趙郡

と為る。天德三年、更めて沃州と為る、蓋し水もて火に沃すの義より取るならん。軍は趙郡軍と曰う。後、軍を廢す。(沃州、上、刺史。宋徽宗、升為慶源府趙郡・慶源軍、治平棘。天会七年、改為趙郡。天德三年、更為沃州、蓋取水沃火之義。軍曰趙郡軍。後廢軍。)

という記述があり、沃州は天德三(一一五一)年に同名に改められ趙郡軍が置かれたようであるが、それが後に廢されている。金後期にモンゴル軍との戦いで河北情勢が逼迫して来た時、この廢された趙郡軍に代わって、たとえ名目的であったとしても、新たに設けられたのが威勝軍節度使ではなかったかと考えられる。沃州は、元代の真定路趙州に当たり、管下には趙愨・趙良弼等父子の祖先が猛安として屯戍した贊皇県がある。また先掲の『新元史』趙良弼伝に拠れば、愨が「大兵」乃ちモンゴル軍との戦いで死んだ地は高邑であったが、この高邑も沃州管下の県なので(28)、金後期に趙愨の任ぜられた威勝軍節度使がこの沃州に置かれたと考えるとよく符合するのである(29)。

趙良弼の父愨は、先引の『新元史』趙良弼伝に「大兵と高邑に戦い、禽せられ、屈せずして死す」とあった如く、言わば故郷近辺の沃州の高邑県でモンゴル軍の捕虜となり降伏を肯んぜずして殺されたわけであるが、それではこれをいつ頃のことと見なすべきであろうか。

モンゴル軍が本格的に河北制圧に乗り出したのは、金宣宗の貞祐三(一二一五)年五月に金の中都大興府を陥落させた後、太祖チンギスハーンが治世二二(一二一七)年八月に、ムハリ(木華黎)を太師・国王・都行省承制行事に任じ太行山脈以南の経略を命じた時からであった。『元史』卷一・太祖紀一などに拠れば、木華黎は同月に燕の地から出発し、金の中都路遂城そして河北東路の蠡州を抜き、同年冬には大名路大名府を陥落させ、

さらに山東東路の益都府・淄・登等の州を平定した。この時、木華黎のモンゴル軍が中都路から一挙に南下して河北西路の真定・沃州方面を抜かなかつたのは、苗道潤・張柔そして武仙等の、自衛集団出身の義軍隊長が中都路南から河北西路北部にかけての地域に拠っていたからと思われる。しかしその後、金朝から驃騎上將軍・中都路經略使・兼知中山府事等を授けられた苗道潤が翌興定二（一二二八）年六月頃部下に殺され⁽³⁰⁾、さらに金朝から驃騎將軍・中都留守・兼大興府尹・本路經略使・行元帥事を授けられた張柔が同年八月にモンゴル側に降ると、河北西路の有力な軍は、金朝から威州刺史・権知真定府事等を授けられ真定に拠っていた武仙のそれに収束されたようである⁽³¹⁾。この武仙と趙良弼の父で威勝軍節度使・兼義沃州管内觀察使の趙愨との関わり等については不明であるが、武仙は今度はモンゴルの河北西路に対する經略を主として担うことになった張柔の軍と戦うことになり、同軍に連敗することになる。

左の記事は『元史』卷一四七・張柔伝の記事で、『元朝名臣事略』卷六・万戸張忠武王条所収「王文康公撰墓碑」の同様の記事に拠れば己卯（興定三年、一二一九年）秋八月の事と見られるが、張柔の軍が河北西路の諸地域を席卷していった様子がよく示されている。

己卯、（中略）地を略して鼓城（河北西路祁州）に至る。單騎、城に入り、諭するに禍福をもつてす。城、遂に降る。又（武）仙を（祁）陽に敗り、進みて深沢（河北西路祁州）・寧晉（河北西路沃州）・安平を攻め、これに克つ。別將を分遣し攻めて平棘（河北西路真定府）・藁城（河北西路真定府）・無極（河北西路真定府）・欒城（河北西路真定府）の諸県を下す。地を開くこと千余里。これによりて深・冀以北、（真）定以東の三十余城、山の反側に縁う鹿兒・野狸等の寨、相い継ぎて降附す。一月之間、仙と遇すること凡そ十有七、戦うこ

とに輒ち勝つ。（己卯、（中略）略地至鼓城。單騎入城、諭以福。城遂降。又敗仙於（祁）陽、進攻深沢・寧晉・安平、克之。分遣別將攻下平棘・藁城・無極・欒城諸県。開地千余里。由是深・冀以北、（真）定以東三十余城、縁山反側鹿兒・野狸等寨、相繼降附。一月之間、与仙遇者凡十有七、每戰輒。）⁽³²⁾

一方、翌興定四年の恐らく初め頃、恒山公に封ぜられた武仙も、『金史』卷一一八・武仙伝に拠れば、

いくばくも無く恒山公に封ぜられ、中山・真定府、沃・冀・威・鎮寧・平定州、抱犢寨、欒城・南宮県をもつてこれに隸せしむ。時を同じくする九府、材の富めること、兵の強きこと、恒山最も盛んなり。（無何封恒山公、以中山・真定府、沃・冀・威・鎮寧・平定州、抱犢寨、欒城・南宮県隸焉。同時九府、材富兵強、恒山最盛。）

という勢いではあつたが、早くも同八月にムハリの軍が現れると真定に於いて同軍に降つた。河北西路の大部分はこの時モンゴルの支配下に入り、史天倪が河北西路兵馬都元帥・行府事に任命され、武仙はその副とされた⁽³³⁾。

こうした経過を考慮すると、武仙との関係は明らかではないにしても、趙良弼の父で威勝軍節度使・兼義沃州管内觀察使であつた趙愨が河北西路の沃州高邑県でモンゴル軍と戦い殺された時期は、沃州を含む河北西路がモンゴル軍に降つた、金の興定三年（太祖チンギスハンの一四年、一二一九年）八月から翌興定四年八月の間の時期と見るのがまず妥当なところである。

先に引用した『元史』趙良弼伝及び『新元史』趙良弼伝に拠れば、趙良弼の兄等もモンゴル軍と戦い戦死した。先引の『元史』趙良弼伝を再度掲げると、

愍の長子の良貴は嵩汝招討使なり。良貴の子の謙は許州兵官なり。愍の従子の良材は太原を守り、俱に事に死す。

とあり、趙愍の長子すなわち良弼の兄にあたる良貴は嵩汝招討使として、その子すなわち良弼の甥謙は許州兵官として、愍の従子すなわち良弼の従兄弟である良材は太原を守って、それぞれモンゴル戦で戦死したことが分かる。

この内、嵩汝招討使の趙良貴とその子で許州兵官の趙謙については、『元史』卷二・太宗紀の四（一二三二）年正月条に、

戊戌、帝（オゴデイ・カン）三峯（南京路鉤州）に至る。壬寅、鉤州を攻め、これに克ち、金將の合達を獲す。遂に商・訖・嵩・汝・陝・洛・許・鄭・陳・亳・潁・壽・睢・永等の州を下す。（戊戌、帝至三峯。壬寅、攻鉤州克之、獲金將合達。遂下商・訖・嵩・汝・陝・洛・許・鄭・陳・亳・潁・壽・睢・永等州。）

という記事があつて、スブタイ（速不台）軍による第一次汴京包囲の始まる（同年三月）二ヶ月前に、嵩・汝・許の各州はモンゴル軍に陥されたことが分かるので、この時すなわち太宗オゴデイ・カンの四（開興元又は天興元、一二三二）年正月前後に、二人は戦死したのではないかと考えられる。なお右の記事は、金の最末期に南北

からするモンゴル軍の進軍の前に、金の首都汴京周辺の諸州が次々と陥落していった状況の一端を示すものである。

こうして趙良弼の兄である嵩汝招討使の趙良貴と、その子で趙良弼の甥に当たる許州兵官趙謙が、両者とも殆ど同じ時期、乃ち太宗オゴデイ・カンの四年正月前後にモンゴル戦で戦死したと見られるのであるが、趙謙が許州兵官として戦死したということは、同人が良弼の甥ながら当時一六歳前後であつた趙良弼と少なくとも同じ位の年齢にはなつていたことを示しており、さらに趙良貴はその父ゆえ、良弼の兄ながら年齢としては趙良弼の一世代上にあつた筈だということを示している。この点は趙良弼の曾祖父以来の、世代間の年齢を考える際に注意を要する所である（34）。なお趙良弼の兄良貴等は、恐らく父愍が河北西路の沃州高邑県で戦死する以前に、貞祐二（一二一四）年五月に遷都された汴京方面に移転していたものと思われる。

愍の従子、乃ち趙良弼の従兄弟であつた良材については、先掲の『元史』及び『新元史』の趙良弼伝に太原を守つて戦死したことが記されていたが、この良材が居た筈の河東東路の要衝太原府は、貞祐四（一二一六）年二月以来連年モンゴル軍に包囲され、最終的に興定二（一二一八）年九月乙亥（六日）にムハリ廳下のモンゴル軍により陥落させられている（35）。この時の模様を、守將烏古論德升の伝記である『金史』卷一二二・烏古論德升伝は、左の如く記している。

（興定二年）大元の兵、また太原を囲み、これを環すること数匝。已に濠垣を破りたれば、（烏古論）德升、柵を植て拒と爲す。その家の銀幣及び馬を出し戦士に賞す。北軍、城の西北隅を壊しもつて入らんとす。德升、車を聯ねこれを塞ぎ、三却三登す。矢石、雨の如くして、陣を守る者、立つこと能わず。城破れ、德升、府署

に至り、その姑及びその妻に謂いて曰く、吾、ここを守ることに数年、幸いならずして力窮まれり、と。乃ち自縊して死す。その姑及び妻、皆自殺す。(大元兵復讐太原、環之數匝。已破濠垣、德升植柵為拒。出其家銀幣及馬賞戰士。北軍壞城西北隅以入。德升聯軍塞之、三却三登。矢石如雨、守陣者不能立。城破、德升至府署、謂其姑及其妻曰、吾守此數年、不幸力窮。乃自縊死。其姑及妻、皆自殺。)

太原城攻防戦の激烈さがよく分かる記事であるが、こうして太原は興定二(一二一八)年九月乙亥(六日)にモンゴル軍に陥ちた。趙良弼の従兄弟の趙良材は、或いはこの烏古論德升の配下にいたと思われるが、その戦死は太原城が陥落した興定二(一二一八)年九月を最下限とする時期と見るのがまず妥当であろう。

五

趙良弼は、前章で引用した『元朝名臣事略』所引「牧庵姚公撰廟碑」に、

その父の元帥右都監、節に死す。諡は忠愍なり。公、官公(官を襲し)職を奉ず。

とあるので、父の忠愍乃ち趙愍がモンゴル軍との戦いで金朝に殉じた後、官を襲し職を奉じたことになっている。しかし前章で検討したように、良弼の父趙愍は興定三年(太祖チンギスハンの一四年、一二一九年)八月から翌四年八月の間に戦死したと見られ、また小稿の最初で見たように『元史』趙良弼伝に拠れば趙良弼の生年は興

定元(一二一七)年と算せられ、父愍の戦死時は三歳前後と考えられるので直ちに官を襲すことは無理であった筈である。一方愍の長子で良弼の兄の嵩汝招討使趙良貴は、前章で見たように太宗オゴデイハカン四(一二三二)年正月前後に戦死したと見られその頃までは生存したと考えられるので、この趙良貴が父祖以来の(形式だけの)ものであったろうが(36)「千夫長(猛安)」を先ず襲したものと思われる。

小稿の最初で述べたように、趙良弼は金宣宗の興定元(一二一七)年または貞祐二(一二一四)年に生まれた。当時は金後期の多難な時期で、貞祐二(一二一四)年五月に中都大興府(燕京)から汴京に遷都がなされ、翌三年五月には中都がモンゴル軍の手に陥ち、三上次男氏に拠れば(37)同七月には、河北百万の猛安謀克の家屬まで河南に遷移せざるを得なくなった時期である。良弼がこの時期に、朮要甲氏(趙氏)の第二の故郷とも言うべき真定賛皇で生まれたのか、猛安謀克戸の河南遷移と共に趙家の家族も移り同地で生まれたのかは不明であるが、第一章で少し触れたように、金末にモンゴル軍の包囲下で汴京が陥落しようとしていた時、母と共に汴京城内に居たことは間違いない。

モンゴル軍による第一次汴京包囲(金開興元(一二三二)年三月)から、再度金側に付いた崔立が汴京で叛乱を起こしモンゴル軍に降り、スプタイの軍が汴京に入城することになった太宗五(一二三三)年四月前後までの期間、汴京城内は混乱を極めた。包囲後すぐ一旦は講和がなったが、五月には汴京で疫病が蔓延し「汴京大疫、凡五十日。諸門出死者、九十余万人、貧不能葬者、不在是數」(『金史』卷一七・天興元年五月辛卯条)という状況になり、一二月には金の天子哀宗は汴京を捨て帰徳に奔った。当時、汴京には「時避兵居汴者、得百四十七万人」(『元史』卷一四六・耶律楚材伝)とあるように、一四七万人と言われる人々が居り、スプタイはこれを屠ることをオゴデイハカンに進言したが、耶律楚材が反対しようやくその事は中止された。さらに汴京開城の後

には、『元朝名臣事略』卷一一・参政賈文正公条所収・「汶上曹公撰行狀」に、

汴京の破るや、金の族属及び朝臣の子孫の人に奴たる者は、公、悉く聞きこれを民とす。（汴京之破、金族属及朝臣子孫奴於人者、公悉聞而民。）

とあるように、金の宗族や朝臣の子孫にとつては悲惨な事態が現出した。

こうした時期に、汴京開城に先んじて趙良弼は汴京を脱出している。既出の『元朝名臣事略』所収「牧庵姚公廟碑」に、

義宗（金の哀宗）、帰徳に播れ、上党公の部将、防城提控の崔立、守相を殺し降り、而して自ら王たり、猶お城門に讖し妄りに出入する者は殺さしめ、積骸狼藉す。公（＝趙良弼）、母婦人に侍し、その家牒及び（父）忠憫以上の世々遺せし絵を懷き、曰く、是にあらざればもつて吾が生族を知るなし、と。儀形を彷彿し、薪丐の人に雜り竊かに出で、將に趙に帰らんとす。

とあり、さらにこの後には、

河に及べば、已に集り將に北せんとするの民数千あり、惟だ七艘、舟を濟すのみ。兵、民の争うことを病み、挺刃乱投し、夫人の首に及ばんとす。公、臂もてこれを受け、幾ど折れんとす。兵、顧見して哀れみ、手ずから援けもつて登らしむ。（及河、已集將北之民数千、惟七艘濟舟。兵病民之争、挺刃乱投、及夫人首。公臂受

之幾折。兵顧見哀、手援以登。）

という記述が続く。これにより金末の天興二（一二三三）年正月に崔立が汴京で叛乱を起こした際に、同城内に居た趙良弼とその母が混乱の最中姿を変え汴京を脱出し、当時一七歳前後の良弼が多数の北帰する人の中にあつて困難を窮めながら母を助けて「趙（趙州贊皇県）」に帰ろうとしたことが分かる。

無事に趙家の第二の故郷たる趙州（沃州）贊皇県に戻った後、趙良弼がどうしたか等については、『元朝名臣事略』所収「野齋李公撰墓碑」の左の様な記事がまず注意される。

公、母夫人を輦して北し河を渡り郷に至る。奉事の外、日々名儒に従いて文芸を講論し、尤も意を司馬氏の通鑑に致す。歴代の典章、兵馬の疆弱、地理の阨塞、国家の興衰治乱に関わるもの有らば、記憶せざるは無し。（公輦母夫人北渡河至郷。奉事之外、日従名儒講論文芸、尤致意司馬氏通鑑致。歴代典章、兵馬疆弱、地理阨塞、有関国家興衰治乱者、無不記憶。）

これに拠ると、趙良弼は母夫人に「奉事」する外は、日々名儒に従つて「文芸」を講論し、とりわけ司馬光の『資治通鑑』に意を致したと言う。また「歴代の典章、兵馬の疆弱、地理の阨塞、国家の興衰治乱に関わるもの有らば、記憶せざるは無し」という記述は、前の記述と共に、良弼の学風全体の核心が言わば経世致用の学にあつたことを示している。このことは、その後モンゴル政権下で官僚として為政に関与する際の趙良弼の言動を理解する上で極めて重要な点である。例えば、己未歳（一二五九年）のモンゴル軍の南宋攻撃の際、趙良弼は既にクビライ配下で参議元帥事・江淮安撫使として参加していたが、『元史』趙良弼伝に拠れば、その時の趙良弼の行動

は、

親ら桴鼓を執り、士卒に率先し、五戦し皆捷つ。廬舎を焚き降民を殺すことを禁じ、至るところ恩徳を宣布す。民、皆按堵す。(親執桴鼓、率先士卒、五戦皆捷。禁焚廬舎殺降民、所至宣布恩徳。民皆按堵。)

であつたと言う。こうした乱世の下での趙良弼の行動は、先の点を考慮して理解しなければ、単に儒家的にステレオタイプ化された行動としてしか理解されないであろう。

趙良弼は、その後、金滅亡(一二三四年)後の四年目にモンゴルによって行われた、いわゆる戊戌(一二三八年)の選試を受け及第した。『元朝名臣事略』所収「野齋李公撰墓碑」には、

戊戌、朝命じて諸道の進士を試さしむ。公、優選に中たり、趙州に教授す。(戊戌、朝命試諸道進士。公中優選、教授趙州)

とあり、オゴデイ・カン治世のモンゴル帝国で唯一行なわれた選試に合格し、故郷趙州で教授したことが分かる。戊戌の選試については安部健夫氏の研究が詳しく(38)、同氏に拠ると戊戌の選試は「強烈なモンゴル主義の潮流に抗して、漢人および漢文化のために回生の努力を傾けた」(39)耶律楚材らの奏請により行われたもので、科目は論・経義・詩賦の三科目でその何れかを受験すればよく、合格者には免税免役の特権を与え、各処の長官と一緒に公事を署理させるというものであった。合格者は四千三十人で、その中には奴となっていた者が四分の一

たと言う。また安部氏は、この選試が各処の長官と公事を同署する者を選挙するという意味で実効があつたかどうかは疑わしいとされつつも、一方では「戦乱につぐ亡国の悲運で沈滞しきつていた旧金朝治下の漢人・女真人・契丹人知識層の前途に大きな光明を点じたものであったことは、明らかである」と述べられた(40)。参考にすべき見解と思う。

こうして戊戌の歳(一二三八年)というから二二歳前後に、趙良弼は選試に合格し免税・免役の特権を得て趙家第二の故郷趙州で教授したわけであるが、この選試受験の歳、趙良弼が金朝以来の伝統の科目詩賦で受験したのか、或いはその経世致用の学風ゆえに(策)論で受験したのかは不明である。また趙良弼は合格後、某処の長官と一緒に公事を署理した形跡はなく、この点でも先の安部氏の指摘は妥当なものである。『青崖集』『趙公泉記』

には、

幼にして儒学を業とし、章句に窘偪せず、卓然として遠大をもつて自ら期す。(幼業儒学、不窘偪章句、卓然以遠大自期。)

という記述があるが、若年から儒学の章句に拘泥するのではなく、経世致用を目指した趙良弼の学風を窺わせるものがある。

趙良弼がクビライに仕えることになった契機、或いは右のような自己の抱負を実現するきっかけになった事と言ふべきか、その点については『元朝名臣事略』所収「野齋李公撰墓碑」の左のような記事が参考になる。

上（クビライ）潜邸に居り、薦者を用い公を召し北上せしむ。占対、旨に称う。会々邢州安撫司を立て、公を擢して幕長と為す。邢、久しく善吏を得ず、積弊日に深し。公、区画に方あり。事に掣肘あらば、則ちこれを王府に請い、再び歳を閲し、凡そ六たび往返す。請うところは率ね俞允を賜る。邢、頼りてもって治す。陝西宣撫司郎中に升る。（上居潜邸、用薦者召公北上。占対称旨。会立邢州安撫司、擢公為幕長。邢久不得善吏、積弊日深。公区画有方。事或掣肘、則請諸王府、再閱歳、凡六往返。所謂率賜俞允。邢頼以治。升陝西宣撫司郎中。）

この記事に拠れば、クビライがまだ潜邸にあった頃、薦者の言により趙良弼は召し出され「占対、旨に称」ったので、会々クビライの分地に設けることになった邢州安撫司の幕長に抜擢されたのが最初である。そしてその後良弼の働きで邢州がよく治まったので、その功に因つてであるう趙良弼は陝西宣撫司郎中に昇進するのである。クビライが即位以前に早くも四方の儒士をブレインとして招致したのは、

歳甲辰、帝、潜邸に在りて、大に天下に有為せんことを思う。藩府の旧臣、及び四方の文学の士を延き、問うに治道をもつてす。（歳甲辰、帝在潜邸、思大有為於天下。延藩府旧臣及四方文学之士、問以治道。）

と『元史』巻四・世祖紀一にある如く、甲辰歳（一二四四年）のことであり、以後多数の有能な儒士が招引されたのであるが、先の記事に「会々邢州安撫司を立て」とあるので、趙良弼が召された時期は、クビライの分地邢州に安撫司が設けられた辛亥歳（41）（憲宗元年、一二五一年）の頃と見られる。ただ趙良弼を推薦した人物が誰

かは詳らかにしない。

右の邢州安撫司設置の次第については、『元朝名臣事略』巻七・太保劉文正公（秉忠）条所収の「韋軒李公撰文集序」、及び『元史』巻四、世祖紀一に若干詳しい記事があるが、前者には次のように記されている。

邢州は古の名郡なり。国初、某官の食邑と為る。州、旧と万余戸。兵興りてより以来、五七百に満たず。公、上に言ういて曰く、今、邢州の破壊、かくの如し。当に良二千石の、真定の張耕、洛水の劉肅の如きを得べし。猶お完復故の如くなるべきがごとし、と。上これに従い、憲宗に請う。耕をもって安撫使と為し、肅これに副たらしむ。兩人、皆儒者にして、廉平向正なり。既にして至れば、強弱を蘇枯し、爬蠹剔荒す。これに由りて流民四集し、その宅に宅し、その田に田す。未だ幾ばくもせず、邢州を改めて順徳府と為す。（邢州、古名郡也。国初、為某官食邑。州、旧万余戸。兵興以来、不滿五七百。公言于上曰、今、邢州破壊如此。当得良二千石如真定張耕、洛水劉肅。猶可完復如故。上從之、請于憲宗。以耕為安撫使、肅副之。兩人皆儒者、廉平向正。既至、蘇枯強弱、爬蠹剔荒。由是流民四集、宅爾宅、田爾田。未幾、改邢州為順徳府。）

ここには、もと一万余戸あった戸口が戦乱のため五、六百戸に減じていた邢州に、劉秉忠の勧めでクビライが張耕を安撫使とし劉肅をその副として派遣したところ、廉平向正な儒者であった兩人の働きで同地の戸口が回復した次第が述べられている。この事については『元史』世祖紀一・歳辛亥六月条にも、

承制して、脱兀脱及び張耕をもって邢州安撫使と為し、劉肅は商榷使と為す。邢、乃ち大いに治す。（承制、以脱兀脱及張耕為邢州安撫使、劉肅為商榷使。邢乃大治。）

という記述があるので、この時邢州安撫使に任じられたのはモンゴル人と見られる脱兀脱と漢人の張耕との二人で、劉肅は商榷使の肩書きであったことが分かる。趙良弼はこうした人物の下で幕長となり、一定の治績を挙げたものであろう。

ところが趙良弼は、少し後にこのモンゴル人脱兀脱とその屬下を弾劾することになる。『元史』趙良弼伝は、このことを次のように記す。

脱兀脱、断事官をもつて邢に鎮す。その属の罪廢に要結する者、交構嫌隙し、動もすれば相い沮撓す。世祖、時に雲南を征す。良弼、駟を馳せてその事を白す。遂に脱兀脱を黜しその属を罷めしむ。邢大いに治し、戸口増倍す。(脱兀脱、以断事官鎮邢。其属要結罪廢者、交構嫌隙、動相沮撓。世祖時征雲南。良弼馳駟白其事。遂黜脱兀脱罷其属。邢大治、戸口増倍。)

ここでは脱兀脱の官名を断事官(darughachi)とするが、言わば漢名の邢州安撫使のことを指しているものと見られる。右の内容としては、脱兀脱の部下が不正を働くので、趙良弼が当時雲南遠征に従事していたクビライの許に訴えたところ、脱兀脱は黜けられその部下は罷免されたというものである。憲宗モンケの治世期に行われたクビライの雲南(大理)遠征は、『元史』世祖紀一に拠れば、邢州安撫司設置の翌年の壬子歳(一二五二年)七月から翌癸丑の歳一二月にかけてのことなので(42)、右のことはこの間のことである。

こうした、支配層たるモンゴル人でも善き政治を施行するために躊躇せず弾劾するという姿勢は(それを受け入れるクビライⅡカン(43)の為政者としての才覚もさることながら)、先に述べた、女真人趙良弼が経世致用の

学を志向したということ強く思い起こさせるものである。

小 結

以上、小稿では女真族出身の趙良弼の、曾祖父からその父兄等までの事跡について検討を加え、さらに趙良弼が出生し、やがて先祖父兄の仕えた金朝を滅ぼしたモンゴル帝国に如何にして仕えるようになったか等について、趙良弼の儒士としての姿勢等についても考慮し検討を加えてきた。こうした、亡国と混乱、そして異種族モンゴルの統治という緊迫した状況下(ある意味では新たな流動的な時代とも言えるが)に於いて、少数派の女真人(「漢人」に分類されてはいるが)儒士が、如何にして為政・処世の抱負を実現しその過程で頭角を現していたかということは、周知の契丹人耶律楚材の例と考え合わせても、極めて興味深いものがある。こうした点に関して小稿で論じ尽くせなかったことについては、趙良弼の後半生をも含めて稿を改めて論じるつもりである。また、このような趙良弼が日本奉使を行なった経過等については、現在準備中の「元使趙良弼について」で明らかにする。

注

(1) 蘇天爵撰『元朝名臣事略』(姚景安点校・中華書局版、一九九六年)卷一三・枢密趙文正公条に、

(至元)二十二年薨、年七十二。

とある。

- (2) 『元史』卷一五九・趙良弼伝に、
(至元)二十三年卒、年七十。

とある。

- (3) 三上次男『金代女真の研究』(一九三七年、満日文化協会)、二四七〜二五七頁。

- (4) 姚燧『牧庵集』卷二の「金故招勇大將軍行都統万戸事榮公神道碑」の原文は左の如し。

昔武勝軍節度使趙愬、死于金。及其子故同僉書樞密院事良弼使倭、哀鳴先朝、願詔詞臣賜銘于石。制可。
則異代之臣、能忠所仕者、罕宜得誅。

- (5) 池内宏「元代の地名開元の沿革」一九二二年、『満鮮史研究』中世第一冊(一九三三年、吉川弘文館)所収。
箭内互「池内博士の「元代の地名開元の沿革」を読む」一九二三年、『蒙古史研究』(復刻版一九六六年、刀江書院)所収。和田清「元代の開元路に就いて」一九二八年、『東亜史研究・満州篇』(一九五五年、東洋文庫)所収。

- (6) 箭内互「池内博士の「元代の地名開元の沿革」を読む」一九二〇〜二二頁。

- (7) 同右、九二二〜三二頁。

- (8) 松井等「満州に於ける遼の疆域」、『満州歴史地理』第二卷(初版一九一三年、復刻版一九四〇年、南満州鉄道株式會社)四四頁。鳥山喜一『渤海史考』(初版一九一五年)、復刻版一九七七年、原書房、二九三〜九四頁。

- (9) 池内宏「金史世紀の研究」一九二六年、『満鮮史研究』中世第一冊所収、三六三〜七九頁。和田清「渤海国地理考」一九五四年、『東亜史研究・満州篇』所収、八三〜八六頁。

- 10 『金史』卷七〇・完顔忠(迪古乃)伝に、

天会二年、以耶懶地薄斥鹵、遷其(迪古乃)部於蘇濱水。仍以朮実勒之田益之。
とある。

- 11 池内宏「金史世紀の研究」『満鮮史研究』中世第一冊、三六九〜七一頁

- (12) 女真の姓としての黄欄氏については、松浦茂「金代女真氏族の構成について」『東洋史研究』三十六卷四号、一九七八年、一八〜一九頁参照。

- (13) 松井等「満州に於ける金の疆域」、『満州歴史地理』第二卷、一八八〜一九五頁。

- (14) 松浦茂「金代女真氏族の構成について」、三頁。

- (15) 三上次男『金代女真の研究』、一六六頁。

- (16) 同右、一六二〜六九頁。

- (17) 小稿の注(34)、及び同注を附した本文の当該個所を参照。

- (18) 例えば、江上波夫「元代オングト部の王府址「オロン・スム」の調査」一九五五年、『アジア文化史研究論考篇』(一九六七年、山川出版社)所収、を参照。

- (19) 桜井益雄「汪古部族考」、『東方学報』(東京)第六冊、一九三六年、六五〜六九頁。

- (20) 小稿の注(34)、及び同注を附した本文の当該個所を参照。

- (21) 銭大昕『廿二史考異』卷八四・金史一・「世宗紀」の「(大定)十三年五月、禁女直人、毋得詛為漢姓」の記事に対する解釈を参照。

- (22) 三上次男「金代中期に於ける女真文化の作興運動」、『史学雑誌』四九篇九号、一九三八年、四三〜四四頁。

(23) 施国祁『金史詳考』卷一〇・姓氏条に左のようにある。

若徒单称孟氏、朮要甲諤趙氏、古里甲易吳氏、(中略)耶律為王氏、此則不用訳語、竟自改称。故尤禁之。

(24) 小稿が使用している姚景安点校・中華書局版『元朝名臣事略』では、「公官公」とあるが、同書注(一〇)が指摘するように、聚珍本では「公襲官」に作る。後者の方がより妥当かもしれない。

(25) 事実『金史』卷一一八・張開伝には、元光二(一二二三)年に張開の上奏により沁州が節鎮となり義勝軍が置かれたことが記されているが、『金史』卷一二三・禹頤伝の、

禹頤、雁門の人なり。貞祐(一二一三〜一二一七年)初め、上党公の張開に隸し、累るに戦功をもつてし義勝軍節度使・兼沁州招撫副使を授けらる。(禹頤、雁門人。貞祐初、隸上党公張開、累以戦功、授義勝軍節度使・兼沁州招撫副使。)

という記事は正にこの時のことを言ったものと見られる。それ故、金朝後期に「威勝軍節度使」が沁州に置かれたとは考えにくい。

(26) 『金史』卷一〇七・張行信伝を参照。

(27) 『金史』卷二四・地理三の北京路の条に、
義州、下、崇義軍節度使。

とあり、金代の義州は北京路に属する州で、全く別処である。またそこに置かれた節鎮名も異なる。この「義」字は解しにくい。或いは当時設けられた義軍に関わりのある字であろうか。

(28) 『金史』卷二五・地理三の河北西路・沃州条に、その領県七の名が掲げてあるが、その中に、

高邑有贊皇山・濟水、贊皇

と高邑県の名があり、また趙良弼の曾祖父等が屯住した贊皇県の名がある。

29) なお姚燧『牧庵集』卷二二・金故昭勇大將軍行都統万戸事榮公神道碑条には、後に趙良弼が元の世祖に請うて戦死した父愨の為に碑を建てる記事が引かれているが、その中に「武勝軍節度愨」とあるのは、武勝軍節度史が南京路鄧州に置かれたことから見て、誤りとすべきであろう。

30) 『金史』卷一五・宣宗紀中・興定二年六月甲辰条参照。

31) 『金史』卷一一八・武仙伝に、

興定元年、(武仙)破石海于真定、宣差招撫使惟宏、請加官賞。真授威州刺史、兼真定府治中、權知真定府事。遷洺州防禦使、兼同知真定府事、遙授河平軍節度使。興定四年、遷知真定府事、兼経略使、遙領中京留守、權元帥右都監。無何封恒山公、以中山・真定府、沃・冀・威・鎮寧・平定州、抱犢寨・欒城・南宮県隸焉。同時九府、財富兵強、恒山最盛。

とある。

(32) 史料の引用に際して、へを付した個所は、中華書局版の評点本『元史』に拠った個所である。

(33) 『元史』卷一・太祖十五年秋の条を参照。

(34) 本文で述べたように、趙良弼の兄嵩汝招討使の趙良貴と、その子で趙良弼の甥に当たる許州兵官の趙謙は、同時期の太宗オゴデイカンの四(一二三二)年正月前後にモンゴル戦で戦死したと見られるので、趙謙は少なくとも当時一六歳前後であった趙良弼位の年齢にはなっていた筈で、従ってその父趙良貴は良弼の兄ながら趙良弼の一世代上の年齢であったと見ざるを得ない。趙良弼の生年を第一章で見た『元史』趙良弼伝に拠り金宣宗の興定元(一二二七)年とすれば、兄趙良貴の生年は一一九〇年代、父の趙愨は一一七〇年代、祖父は一一

五〇年代、曾祖父は一一三〇年代、そして高祖父は一一一〇年代と算定される。

- (35) 『金史』卷一四・宣宗紀上・貞祐四年二月甲申朔条、同卷一二二・烏古論德升伝・興定元年条、及び同卷一五・宣宗紀中・興定二年九月乙亥条参照。

- (36) 金代末期の猛安謀克制については、三上次男『金代女真の研究』、二四四～二六二頁に詳しい。

- (37) 三上次男『金代女真の研究』、二四七～二五七頁

- (38) 安部健夫「元代知識人と科挙」一九五九年、『元代史の研究』(一九七二年、創文社)、五～一五頁。

- (39) 同右、五頁。

- (40) 同右、一〇頁。

- (41) 『元史』卷四・世祖紀一の歳辛亥条を参照。

- (42) 『元史』卷四・世祖紀一の歳壬子条に「秋七月丙午、禡牙西行」とあり、同卷の歳癸丑辛酉条に「留大將兀良合帶戍守、以劉時中為宣撫使、与段氏同安輯大理。遂班師」とある。

- (43) クビライ・カンについては、勝藤猛『忽必烈汗』(一九六六年、人物往来社)が興味深く纏めてある。

研究室だより

日本史ゼミ

発足して二年目を迎えた今年度の日本史ゼミは、私たち新生二名を加え、ようやく総勢六名となりました。初めのうちは、三・四年生の先輩が日本史ゼミにはいないという点に不安がりましたが、逆に少人数ということで、一・二年生同士で活発な意見交換をすることができました。また、東洋史ゼミとの合同コンパや卒業論文発表会などの交流も盛んに行われ、それらは少人数である私たち日本史ゼミにとって、公私共に大いに励みとなるものでした。山本光朗先生をはじめとする東洋史ゼミの皆さんには、感謝して余りあります。これからも私たちは、東洋史ゼミと連携し、より良い史学研究室づくりに励んでいきたいと思っています。

日本史ゼミ独自の活動としては、毎週水曜日の午後、ゼミ生による個人研究発表会があります。この活動は、海老名尚先生の指導のもと、二年生が卒業論文を念頭に置きつつ、自分で決めた研究テーマについて研究史のまとめと、これからのような研究をすすめていくのかを報告する場となっています。私たち一年生は、二年生の報告に対して、質問・意見を発表させていただいています。私は毎度報告される諸先輩の研究に多くの刺激を受けるとともに、私自身が今後の自己の研究に心してかかなければならないと、身の引き締まる思いがしました。

また日本史講読演習では、履修学年外にもかかわらず、私たち一年生も参加させていただきました。前期は、『大日本史』を、後期には『吾妻鏡』をそれぞれ読みすすめ、史料の読み方や解釈など史料操作に必要な基礎を学ぶことができました。